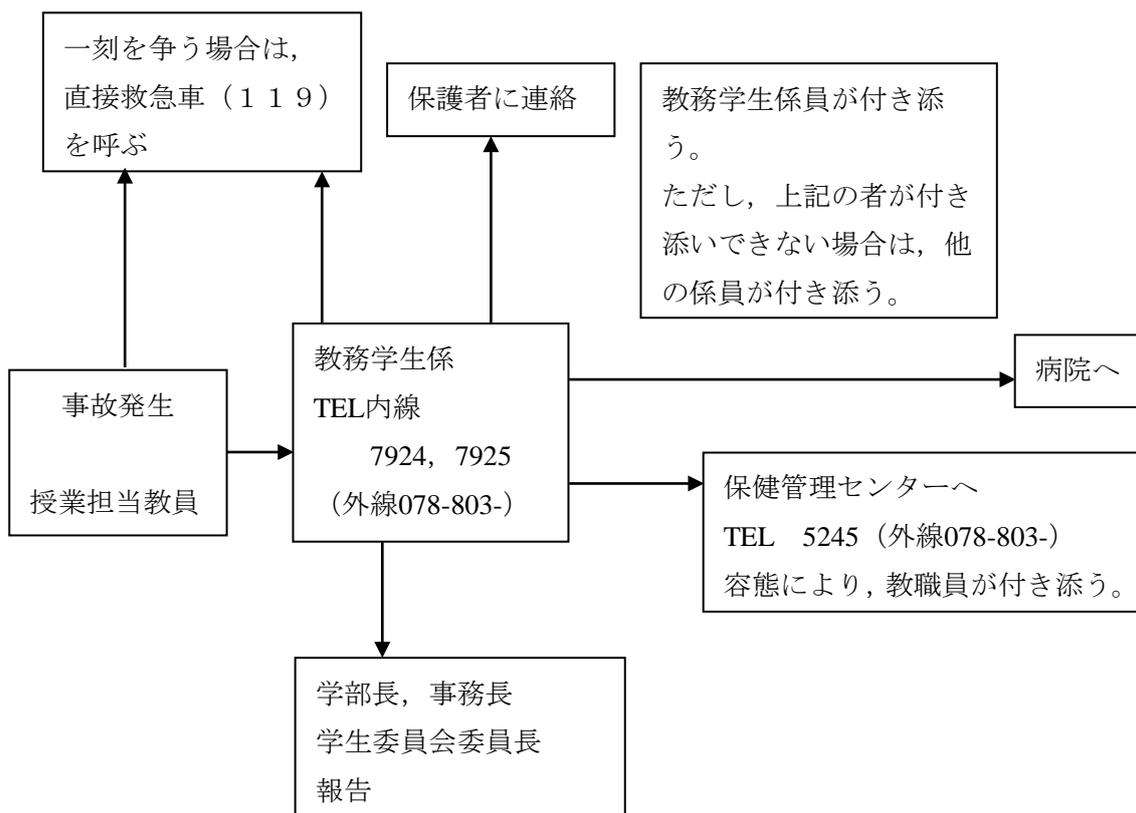


[1] 発達科学部キャンパスにおける事故・傷害等発生時の連絡体制

1. 1 発達科学部キャンパスにおける事故・傷害等発生時の連絡図



1. 2. 近隣の総合病院

科名	受付時間	医療機関名	電話	所在地
全科 *救急処置 各種健康相談	9:00～12:00 13:00～17:00 救急処置9:00-17:00 土日祝日休診	神戸大学保健管理センター	078- 803-5245	灘区六甲台町1-1 * 大学本部庁舎内
全科	8:30～11:00 土日祝日休診	神戸大学医学部 附属病院	078-382-5111	中央区楠町7-5-2
全科	8:00～11:30 13:00～16:00 土日祝日休診	六甲病院	078- 851-8558	灘区土山町5-1
全科	8:30～11:30 日曜祝日休診 *診療科別休診有	神戸海星病院	078-871-5201	灘区篠原北町3丁目11-15
全科	8:15～11:30 土日祝日休診 *神経内科・整形外科・外科のみ土曜診療{8:30-11:30}	甲南病院	078-851-2161	東灘区鴨子ヶ原1-5-16
全科	8:30～11:30 土日祝日休診	神鋼病院	078-261-6711	中央区脇浜町1-4-47
全科	8:15～11:30 土日祝日休診	神戸労災病院	078-231-5901	中央区籠池通4-1-23
全科	8:30～11:30 土日祝日休診 *小児科・外科・形成外科・泌尿器科のみ土曜診療{8:30-11:30}	六甲アイランド病院	078-858-1111	東灘区向洋町2-11
全科 *原則紹介制	8:30～11:30 土日祝日休診	神戸市民医療センター 中央市民病院	078-302-4321	中央区港島南町2-1-1

* 情報は2015年2月現在

* 診療科目などの詳細は電話で確認のこと。

* 年末年始は救急医療体制を参照

1. 3. 神戸市の救急医療体制

神戸市の救急医療体制については、神戸市ホームページを参照すること。

こうべ救急医療ネット <http://www.city.kobe.lg.jp/safety/medical/KOMETMENU.html>

* トップページ > 総合メニュー > 毎日の安全・安心 > 救急医療

> こうべ救急医療ネット [Ko+MeT]

電話案内サービス（休日・夜間の救急医療機関案内）

078-846-0099 月～金：午後5時～午前9時

土曜日・休日：24時間

[2] 災害対策マニュアル（建築関係）

- 把握 (1) 被害が生じた場所・被害状況を把握する。
- 対応 (2) 必要な要員の確保を行う。
- (3) 被害状況については記録を取り，直ちに危険物処理対策に応じて応急処置を施す。
- (4) さらに危険があると思われる場合，その施設等に立入禁止などの応急処置を行う。
- 二次災害 (5) 二次災害をさけるための応急処置を施す。
- の防止 (6) 保健管理センター，六甲病院と連絡を取るとともに，被害にあった人の輸送を確保する。
- 日常点検 (1) 危険物の日常的な管理と保管状況，使用状況の把握に当たる。
- (2) 定期的に点検を行い，必要と思われる場合は，適切な処置，訓練，保管並びに使用法の改善に当たる。
- (3) 万一，被害が生じたときの処置，連絡体制の確認を行う。
- その他 (1) 建築物での被害予測状況を火災，地震など災害ごとに企て，建築関係での災害予測箇所を把握する。例えば，薬品庫の設置場所，シャワー，水道の有無，窓ガラスの状況等。
- (2) 危険物設置箇所については，講座構成員に知らせるとともに，その危険性について周知させる。

[3] 保険制度の案内

①教育・研究活動中に生じた事故等によって傷害を被る場合、②法律上の賠償責任を負う場合（主に施設管理者および指導教員の賠償責任など）、または、③突然死の場合などに対する補償及び救済策として保険に加入しておくことが重要である。

ここでは、学生が加入できる「学生教育研究災害傷害保険」、教職員に適用される「労働者災害補償保険」及び「損害保険」、関係のあるその他の各種保険制度に分けて概説する。

3. 1. 学生教育研究災害傷害保険

発達科学部では、①学生が教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被ったり、そのことで②後遺障害を生じたり、③最悪の場合には死亡する場合の補償及び救済策として、「学生教育研究災害傷害保険」への加入を全学生に勧めている。この保険への加入期間は、一般的に学部及び大学院への入学時から標準修業年限を期間としている。何らかの理由で修業年限を超えて在学する場合、または休学していた場合には、改めてこの保険に加入しなければならない。

この傷害保険の対象となる傷害は、主に学校施設内にいる間に生じた事故によるものでなければならない。もしもこの傷害保険の対象となる傷害を学校施設間の移動中や通学途中に生じた事故によるものまで含めたい場合には、この保険に通学中等傷害危険担保特約を付帯する必要がある。特に、原動機付自転車による通学途中、または学部施設間の移動中の事故に備えて、この付帯特約を併せて保険加入することが望ましい。

発達科学部は昼間部文科系として取り扱われ、保険料は4年間で2300円、通学中等傷害危険担保特約の保険料は4年間で900円が加算される。

保険金額は、正課中か正課外の活動かにより異なる。正課中の事故によって被った傷害に対する保険金額は、2000万円コースの場合、死亡保険金は2000万円、後遺障害保険金はその程度に応じて90万円から3000万円が支払われる。後遺障害保険金としては、たとえば両眼を失明した場合には3000万円、1脚を失った場合には1800万円が支払われる。正課外であった場合の保険金額は、死亡保険金は1000万円、後遺障害保険金はその程度に応じて45万円から1500万円が支払われる。医療保険金は治療日数等に応じる。

学生教育研究災害傷害保険は、重度の後遺障害などに対して十分な保険金を支払うものではないので、この保険以上に安全保障を考える場合には、さらに民間の保険に加入する必要がある。

その他の詳しい内容については、学務部学生支援課（078-803-5221）を介して問い合わせることが必要である。また、契約に際しては「学生教育研究災害傷害保険のしおり」を十分に参照することが必要である。 * 保険の種別、金額は2015年2月現在

参照ホームページ

<http://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/support/insurance/insurance01.html>

神戸大学HP>教育・学生生活>学生支援>保険制度>学生教育研究災害傷害保険

3. 2. 学研災付賠償責任保険

「3.1. 学生教育研究災害傷害保険」に加入している者は、損害賠償責任保険にも加入できる。この保険は、国内外において、学生が正課、学校行事およびその往復で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償するものである。2つの種類（Aコース：学生教育研究賠償責任保険， Bコース：インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険）があり、必要に応じて教育実習や介護実習など学外実習も対象とすることができる。 * 保険の種別、金額は2015年2月現在

参照ホームページ

<http://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/support/insurance/insurance02.html>

神戸大学HP>教育・学生生活>学生支援>保険制度>学研災付賠償責任保険

3. 3. その他の保険制度

教育及び研究活動中に生じた事故に対する制度としては、以上の保険・補償及び賠償のための制度が一般的にあげられる。しかし、発達科学部には、教育及び研究活動に伴って、化学薬品や高圧ガスなどを使用する危険性の高い実験・実習を行う場合や、取り扱いを間違えると危険な器材・装置を備えた施設がある。従って、上述の一般的な保険及び補償だけでは対応できないケースが考えられる。このため、危険性の高い実験・実習を行う場合などにおいては、さらに十分な保険に加入する必要があると認める場合には、各自が個別にその他の保険へ加入し、事故や災害に対する補償を準備することが必要である。

関係するその他の保険制度としては、以下のものがあげられる。

①全国大学生生活協同組合連合会学生総合共済 全国大学生生活協同組合連合会では、大学生

の病気や事故に対する安全を保障するために、学生総合共済を行っている。この学生総合共済には、生命共済S P型、生命共済J P型、火災共済K型がある。

生命共済S P型は、1ヶ月あたりの掛金が約624円である。主な保障内容としては、病気・事故による入院日額5000円、事故通院日額1000円、父母死亡見舞金10万円、病気・事故死亡80万円、事故後遺障害6万円から300万円、病気後遺障害270万円から300万円などがある。生命共済J P型は、1ヶ月あたりの掛金が約817円である。主な保障内容としては、病気・事故による入院日額6000円、事故通院日額1500円、父母死亡見舞金10万円、病気・事故死亡200万円、事故後遺障害10万円から500万円、病気後遺障害450万円から500万円などがある。詳しい内容については、**神戸大学生生活協同組合**に問い合わせる必要がある。

*** 保険の種別、金額は2015年2月現在**

②学生総合保険

学生総合保険は、学生生活を広範囲に保障する保険である。契約のタイプは、自宅通学生か自宅外通学生かによって異なる。また、保険金額は、保険料によって異なる。

保険金は下記の場合に支払われる。傷害に関する保険契約を基本契約とし、その他の内容については任意に選択できる。

- 1) 傷害（死亡、後遺障害、入院、手術、通院の場合の保険金）
- 2) 学業費用（扶養者が死亡した場合）
- 3) 緊急費用（親族が死亡した場合の帰省費用）
- 4) 個人賠償責任（他人に損害を与え損害賠償責任を負担する場合）
- 5) 借家人賠償保険（借用動産を損壊した場合）
- 6) 生活用動産（生活用の動産が偶然の事故によって損害を受けた場合）

③普通傷害保険

普通傷害保険は、偶然な事故によって傷害を被った場合に保険金が支払われる保険である。補償の対象を「研究活動の従事中的み」あるいは「研究施設内のみ」とすることにより、補償の対象を特定でき、保険料の割引ができる。保険料は、職種及び保険金額の契約内容によって異なる。また、傷害保険の保険金は、その他の保険からの支払を受けた場合でも、関係なく支払われる場合がある。すでに一般の普通傷害保険に加入している場合には、この保険が教育研究活動中の傷害についてもカバーすることになる。傷害保険には、このほか家族傷害保険などがある。また、生命保険および賠償責任保険には傷害に関する付帯特約がある。すでに生命保険や賠償責任保険に加入している場合には、この傷害に関

する付帯特約を付けることによって損害を補償することができる。

④施設賠償責任保険

施設賠償責任保険とは、施設（建物、付属設備・装置等）の不備や管理のミスが原因で身体・財物に損害を与え、被害者に対し法律上の損害賠償責任を負担する場合に、損害賠償金、応急手当の費用、訴訟費用を保険金として支払う保険のことである。保険料は、対象施設（施設の種類、面積、施設利用者数等）、被保険者（保険の適用を受けられる者）の範囲、てん補限度額（支払われる保険金の限度額、対人、対物、1事故につきいくらか）、免責金額（自己負担額）等により異なる。保険の対象となる施設は、ある一定の教育・研究関係の施設に特定することが可能である。

教育・研究関係の施設において重大な被害を生じるおそれのある施設が存在する場合には、その施設の管理者は、このような施設賠償責任保険に加入する必要がある。

⑤普通火災保険

普通火災保険とは、ある一定の施設（建物・機械・設備・什器等）の災害事故（火災、破裂、爆発等）によって生じた損害に対して費用保険金を支払う保険のことである。普通火災保険の費用保険金としては、地震火災費用、臨時費用、残存物片づけ費用、失火見舞費用、損害防止費用、修理付帯費用、傷害費用がある。保険料は、対象施設等により異なり、特に保管している危険品によっては割増保険料が必要となる。また、一般物件の様々な災害を幅広く補償するものとしては、このほかに店舗総合保険がある。

⑥個人賠償責任保険

個人賠償責任保険とは、保険の対象となる者が偶然な事故により他人にけがをさせたり、他人の物を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合に、保険金を支払う保険である。損害賠償金は、契約により定められた賠償責任保険金額を限度に支払われる。契約内容により保険金の支払いができる場合と支払いができない場合がある。たとえば、教育研究活動中の事故により学生がけがをした場合において、教員側の教育・指導上の責任が問われ、学生に対する損害賠償責任を教員が負担するときに、個人賠償責任保険が利用できる。

⑦国内旅行傷害保険

実習または合宿等の旅行中の災害を補償する保険としては国内旅行傷害保険がある。

⑧スポーツ保険

スポーツ及び野外活動などにかかわる保険としては、以下のものがあげられる。すなわち、スポーツ安全保険、スキー保険、スキー場入場者保険、社会体育施設保険、スポーツ賠償責任保険、スポーツチーム保険、テニス保険、スキースケート保険、レクリエーション保険、スポーツ団体傷害保険、レジャー保険、ゴルフ保険、サッカー総合保険などである。

3. 4. 保険会社と保険の選択

一般に保険会社には生命保険会社と損害保険会社との別がある。前者は生命保険を扱い、後者は損害保険（火災保険、傷害保険、賠償責任保険など）を扱う。傷害保険については、損害保険会社は単独の商品として扱うことができるのに対して、生命保険会社は生命保険の付帯特約として扱うことができる。保険会社によって扱うことができる保険のタイプに違いがあるのである。

従って、何らかの保険に加入する場合または特約を付帯する場合には、自らが必要とする保険の目的に応じて保険会社を選び、また、傷害保険、損害保険及び生命保険などをどのように組み合わせるかを各自が的確に判断することが要求される。たとえば、すでに生命保険契約において傷害に関する付帯特約を付けている者は、改めて研究教育に関わる傷害保険に加入する必要性は低くなるだろう。また、個人賠償責任保険に加入したい場合には、生命保険とは別にこれに加入する必要が生じるだろう。

以上の各種保険の内容については、主に住友海上火災保険株式会社及び東京海上日動火災保険株式会社の資料を参考にし、また両社から照会を受けた。